

## 観音寺警察署からのお知らせ

### ●性犯罪に注意しましょう

何気ない日常生活の中でも、性犯罪に巻き込まれる可能性があります。性被害に遭っているのは女性だけではなくありません。JK（女子高生）ビジネスなど、自分が被害者と気が付いていない場合もあります。次のような性被害に悩んでいる人は、安心して相談できる窓口がありますので、一人で悩まず相談してください。

- ・SNSで知り合った人に自撮り画像を送信してしまい、インターネット上で拡散されている
- ・モデルとしてスカウトされたが、撮影現場で裸同然の写真を撮られた
- ・趣味などを口実に、相手が望むまま性的な行為をされた（男子も被害に）
- ・アルバイト中、客に体を触られたが、接客サービスだからと我慢した
- ・家族から性的被害を受けている

### ●性犯罪から子どもを守るために

インターネットが身近な存在になり、子どもが性犯罪に巻き込まれる事例が増えています。日ごろから家庭内でコミュニケーションをとり、性被害の危険性を教えること、子どもの異変やSOSにいち早く気付くことが大切です。異変を感じたら、相談窓口へ相談してください。



### 問い合わせ先

観音寺警察署 ☎25-0110  
匿名通報ダイヤル ☎0120-924-839  
性暴力被害者支援センター情報  

### 市内の交通事故 1/1～6/30

発生件数	62件（92件）
死者数	2人（3人）
負傷者数	75人（114人）

（ ）内は昨年

 地域支援課 ☎23-3949

## 運転免許証を自主返納した人に のりあいバス回数乗車券を交付します

交通事故死者数のうち、約8割が65歳以上の高齢者です。加齢に伴う身体機能等の低下により、運転に不安を感じている人は、家族などと相談して運転免許証の返納を考えてみませんか。すでに返納している人でも、返納日から5年以内は申請できます。

### ●内容

観音寺市のりあいバス回数乗車券（1万円分）

※1人1回まで

### ●対象（全ての要件を満たす人）

- ・市内に住所があり、運転免許証を自主返納した人
- ・運転免許証の自主返納時に満65歳以上の人
- ・運転免許証を自主返納して5年を経過していない人

### ●必要なもの

申請書、申請による運転免許の取消通知書または運転経歴証明書の写し、印鑑

※申請書は地域支援課（市役所2階）や各支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

●注意 即日交付はできません。

### 申し込み・問い合わせ先

窓口または郵送で申請してください。

〒768-8601（住所記載不要）

観音寺市地域支援課

☎23-3949

FAX23-3954



## 過去に家屋の売買などをした人へ 家屋の名義変更はできていますか

近年、全国的に空き家問題が取り上げられています。中でも、空き家の所有者が不明の場合は、問題が複雑化しやすいといわれています。古い家屋は登記をされていないことも多く、家屋を手放したつもりでいても、□頭での売買等で名義変更記録などが残っていない場合は、空き家となってから問題になることがあります。

少しでも心当たりがある人は、家屋の名義を確認しておきましょう。子どもや孫のためにも、家の将来について家族や親族と話し合うことが大切です。家屋の所有者は、登記などで確認することができます。その他、空き家に関する相談など、気軽に問い合わせてください。



問い合わせ先 地域支援課 ☎23-3949

FAX23-3954

## お盆に帰省する家族や友人へふるさと納税をおすすめください



ふるさと納税（がんばれ観音寺応援寄附金）は、自分の故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。市外にお住まいの親せきや知人にぜひ、この制度を紹介してください。全国からの観音寺市への応援を心からお待ちしています。

### 令和元年度の寄附状況

寄附件数	41,580件
寄附金額	631,344,101円

全国の皆さんから頂いた多額の寄附は、各事業の財源として適切に活用させていただきます。

### インターネットからの申し込み窓口が増えました

「ふるさとチョイス」「楽天」「さとふる」に加え、「ふるらぶ」「ふるなび※」からも申し込みできます。  
※8月3日開設予定

### 市内返礼品協力事業者を随時募集しています

全国に市の産品をPRしませんか。登録料、手数料などは無料です。詳しくは、お問い合わせください。

### 問い合わせ先

ふるさと活力創生課 ☎23-7803  
FAX 23-3920 メール furusato@city.kanonji.lg.jp



## 男女共同参画

企画課 男女共同参画推進室 ☎23-3917  
FAX 23-3920

### 女性活躍推進の重要性 ～女性活躍で企業は強くなる！～

女性活躍推進は、国の持続的成長のために不可欠です。企業においては、女性が意思決定に関わることで、多様な価値観が企業の経営に反映されるとともに、女性が働きやすい環境を整えることにより、企業価値の向上にもつながります。日本の上場企業の女性役員数は、平成24年から約3.4倍に増えたものの、その割合は依然として5.2%（令和元年）と低く、諸外国と比べ低い水準にとどまり、女性活躍推進に向けて更なる具体的な取り組みが必要です。

### 女性活躍や子育て支援を推進する企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます

#### えるぼし

女性の活躍を推進している企業を認定



採用、継続就業、労働時間などの働き方、管理職比率、多様なキャリアコースのうち、基準を満たす項目数に応じて段階的に認定。

#### くるみん

子育て支援に積極的な企業を認定



次世代育成支援対策推進法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届け出を行い、その行動計画に定めた目標の達成度合いなどにより段階的に認定。

- 認定のメリット
- ①認定マークを商品や広告、求人票などに使用することができます。
  - ②国の公共調達における加点評価や、低利融資などの優遇措置を受けることができます。

# 市職員を募集します

問い合わせ先 秘書課 人事係 ☎23-3915  
FAX 23-3920

●第一次試験日 ①9月20日(日) ②10月18日(日)

### ●試験申込書受付

受付期間 ①8月3日(月)～14日(金)

②8月31日(月)～9月11日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日、祝日を除く、郵送は当日消印有効

提出方法 秘書課（市役所4階）に持参または郵送

〒768-8601（住所記載不要）観音寺市秘書課人事係

### ●試験案内・試験申込書

①8月3日(月)、②8月31日(月)から、総合案内所（市役所1階）と秘書課（市役所4階）、各支所で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

注意 電話や電子メールでの資料請求はできません。  
詳しくは市ホームページで確認してください。



### ●試験区分・募集人数など

日程	区分	人数	受験資格
①	一般事務 〈社会人経験者〉 (大学卒業程度)	1人程度	学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人で、令和2年3月31日までに、民間企業または公的機関等の職務経験が5年以上ある人
	社会福祉士 (大学卒業程度)	1人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を持つ人または令和3年3月31日までに取得見込みの人
	介護支援専門員 (高等学校卒業程度)	1人程度	昭和56年4月2日以降に生まれた人で、介護支援専門員の資格を持つ人または令和3年3月31日までに取得見込みの人
②	一般事務 〈初級〉 (高等学校卒業程度)	2人程度	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人（4年制大学を卒業、または卒業見込みの人は受験不可）
	一般事務 〈障がい者対象〉 (高等学校卒業程度)	3人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、下記の手帳などの交付を受けている人 ・身体障害者手帳または身体障害を有する旨の診断書等 ・療育手帳または知的障害がある旨の判定書 ・精神障害者保健福祉手帳
	建築〈上級〉 (大学卒業程度)	1人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、建築系学科を卒業した人または令和3年3月31日までに卒業見込みの人 (初級は4年制大学を卒業、または卒業見込みの人は受験不可)
建築〈初級〉 (高等学校卒業程度)			

※広報かんおんじ6月号でお知らせした試験区分に申し込んだ人は、応募できません。

徘徊の心配がある高齢者に  
反射ステッカーを配布します



認知症などで徘徊の心配がある高齢者が行方不明になったとき、早期発見や事故の未然防止ができるよう、反射ステッカーの配布を始めます。ステッカーの配布には、「観音寺市認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク」に、徘徊の心配がある人の情報の登録が必要です。登録内容は、緊急時に備え、観音寺警察署と共有します。

●対象 市内在住で、認知症などで外出時に道に迷う恐れがある高齢者

●申請方法 申請書に写真2枚（顔がよく分かるものと、全身が確認できるものを各1枚）を添えて、提出してください。

ステッカーを貼った靴などを履いた高齢者を見かけたら、声かけをお願いします！

- ◆夜間、早朝などに一人である
- ◆道端に座り込んでいる
- ◆赤信号でも横断しようとする、車道を歩いているなど、危険な行動がみられるなど



ステッカー

1人につき20枚配布します。登録者が普段履いている靴などに貼ってください。杖などいつも持ち歩いているものに貼っていただいてもかまいません。



登録者が行方不明になったら

観音寺警察署に捜索願を提出してください。また、本人の特徴の一つとして、ステッカーを貼っていることと、ステッカーの番号を伝えてください。

登録者が身元不明で保護された場合は、ステッカー番号をもとに登録連絡先に連絡します。

問い合わせ先 高齢介護課 高齢者福祉係 ☎23-3968 FAX23-3993  
観音寺警察署 生活安全課 ☎25-0110

在宅生活支援サービスを利用しませんか



生活する中で、困ったこと、不安なことはありませんか。市では、いつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、在宅生活支援サービスを実施しています。ぜひ利用してください。

内容	自己負担	対象者
訪問理美容サービス 理容師・美容師を自宅へ派遣し、カットやブローのサービスを実施	2,600円/1回 (3カ月に1回、年4回以内)	65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯で心身の障がいや傷病などのため、理髪店・美容院に行くことが困難な人
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス 寝具の洗濯・乾燥・消毒（掛・敷布団、毛布、マットレス）	3点一式 600円/1回 4点一式 1,000円/1回 (年2回以内)	65歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯で心身の障がいや傷病などのため、寝具類の衛生管理が困難な人
おむつ支給 現物支給 3,000円限度/月		65歳以上の在宅で暮らす要介護3・4・5の認定を受けている人
ねたきり者在宅介護手当支給 年度末支給 5,000円/月		65歳以上の要介護4・5の認定を受けている人を常時介護（1カ月のうち15日以上在宅で介護）する人
徘徊高齢者家族支援サービス 探索システム機器の購入費用の助成	12,000円を超える額および通信料（対象高齢者1人につき1回限り）	市内に住所があり、認知症等による徘徊行動がある65歳以上の高齢者を介護する家族など（介護認定・医師による診断が必要）
緊急通報装置貸与 押しボタン式通報装置を設置（固定型またはGPS端末のどちらかを選択）		日常生活において常時見守りを要する65歳以上の一人暮らしの人（住民税非課税世帯であること）
高齢者介護予防住宅改修費助成 ・手すりの取り付け ・床段差の解消 ・滑り防止や円滑に移動するための床または通路面の材料変更	改修費5万円以内 =1割 改修費5万円以上 =45,000円を超える額 (1世帯1回限り)	市内に住所がある75歳以上の一人暮らし、または75歳以上の高齢者が属する高齢者のみの世帯で、生活機能全般および運動機能の低下が認められ、要介護・要支援の認定を受けていない人

問い合わせ先 高齢介護課 高齢者福祉係 ☎23-3968 FAX23-3993  
大野原支所 ☎54-5700 豊浜支所 ☎52-1200 伊吹支所 ☎29-2111

地域で協議体の活動が始まっています

協議体は、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域を目指して、住民が主体となり、情報を共有しながら地域の課題を整理し、必要な仕組みを作り出す組織です。

移動や買い物等の生活支援など、地域の情報や困りごとの声を、協議体へ届けてみませんか。



問い合わせ先 高齢介護課 地域包括支援センター  
☎25-7791 FAX24-8891

第1層協議体  
「ほっこりかんおんじ」

市全体のまちづくり

第2層協議体の立ち上げ支援や、よりよい地域づくりができるように地域と一緒に考え、市との調整役をしています。

話し合いの中で、調整役をしています



生活支援  
コーディネーター

第2層協議体（13地区）

日常生活圏での地域づくり

誰もが暮らしやすい地域になるように、地域の情報を集め、生活を支援するための仕組みづくりについて話し合いを進めています。

連携

こんなあったらいいなあ

免許を返したので買い物に行けない



地域の困りごと

買い物の手伝いなら  
できるよ



地域でできること

私にできることあるかな

各地区の第2層協議体

豊田地区	いきいきとよた
常磐地区	たりたりとさわ
豊浜地区	ぼちぼちとよはま
一ノ谷地区	あったか一ノ谷
高室地区	あいあい高室
観音寺西	にっこり西クラブ
観音寺東	よらんな東
観音寺南	スマイル観南
木之郷地区	GoGo木之郷
粟井地区	楽しくあわい
大野原地区	立ち上げに向けて協議中
伊吹地区	
柞田地区	

# かんおんじタウン情報

## 7/1 再犯防止や更生を地域でサポート

犯罪や非行の防止、更生への援助の理解を呼び掛ける「社会を明るくする運動」が7月1日から始まりました。観音寺地区保護司会と更生保護女性会の皆さんが、白川市長に内閣総理大臣と県知事からの協力依頼文を伝達し、広報車で地域の人にも呼び掛けました。保護司会会長の小西正訓さんは「再犯しないよう支え、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会をつくらしていきたい」と話していました。



## 7/3 短冊に願いを込めて七夕飾り

柞田こども園の5歳児30人が、七夕を前に、香川県農業協同組合柞田支店で短冊などの飾り付けをしました。七夕飾りは、組合員や地域の人に短冊を書いてもらおうと、柞田支店で毎年飾っています。ことしは、子どもたちが短冊に願い事を書いたり、織姫や彦星の飾りを作ったりと、初めて飾り付けに参加しました。七夕飾りが出来上がると、願いが叶うよう、子どもたちは「七夕まつり」を元気いっぱい歌いました。



## 7/6 アイデア溢れる手作り縁日ごっこ

豊浜保育所に通う子どもたち92人が、段ボールや色紙で作った焼きそばやジュース、ヨーヨー釣りなど、自分たちで考えた5つのお店が並ぶ縁日ごっこを楽しみました。5歳児10人が店員になり、「いらっしゃいませ」と大きな声でお客を呼び込み大盛況。子どもたちは「黄色いヨーヨーがいい」「赤い金魚がとれたよ」と話しながら、次のお店を回っていました。



## 7/3 認知症を理解し、自分にできるサポートを

観音寺総合高等学校の2年生30人が、認知症サポーター養成講座を受講し、観音寺市の高齢者の現状や認知症の症状と支援などについて学びました。周囲が病気を正しく理解し、さりげないサポートをすることで、認知症になってもその人らしく地域で暮らすことができます。祖母が要介護認定を受けている女子生徒は、「家族を見ていて、介護は大変だと感じていた。今日学んだことを生かして接していきたい」と話していました。



生徒たちが腕に付けているのは「オレンジリング」。認知症サポーターの証です。

## 8月は「同和問題啓発強調月間」です

同和問題は、社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分に基づき、特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に「差別をする人がいる」という社会問題です。この機会に、皆さんも身近なことから人権について考えてみませんか。

### ●部落差別解消推進法

この法律は、今もなお、部落差別が存在し、許されないものであるという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。部落差別は差別をする人の問題です。私たち一人ひとりが自分の問題と考え、「差別をしない、させない」意識を持って行動しましょう。

### ●えせ同和行為に注意してください

同和問題を口実に、高額図書などの購入を要求する「えせ同和行為」が県内で発生しています。このような行為は、同和問題に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する行為です。えせ同和行為に遭遇したときは、毅然とした態度で拒否し、人権課まで連絡してください。

問い合わせ先 人権課 ☎23-3928  
FAX 23-3954



### 人権啓発ポスター・パネル展

日時 8月17日(月)～28日(金)  
午前8時30分～午後5時15分  
※17日は正午から、28日は正午まで  
場所 市役所1階エントランスホール

## 登録型本人通知制度の事前登録をしていますか



### ●登録型本人通知制度とは

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、郵送で登録者本人にお知らせする制度です。この制度を利用することで、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が期待できます。

### ●事前登録ができる人

市内に住民登録をしている人や、本籍がある人（除票・除籍を含む）

### ●登録方法

本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード、パスポート、保険証など）を持参し、市民課または各支所で登録手続きをしてください。郵送でも手続きができます。代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

### ●通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し（除票）
- ・住民票の記載事項証明書
- ・戸籍の謄抄本（除籍、改製原戸籍を含む）
- ・戸籍の附票の写し

### ●交付の通知

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

- ①交付した日
- ②交付した証明書の種類
- ③交付枚数
- ④交付請求者の種別  
(本人等の代理人、それ以外の第三者)

### 問い合わせ先

市民課 市民係  
☎23-3924  
FAX 23-3959